

沖縄県立向陽高等学校後援会会則

《令和5年1月12日の第1回評議員会で承認済み》

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、沖縄県立向陽高等学校後援会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を向陽高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、向陽高等学校の充実発展を期すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 向陽高等学校の教育活動の後援
- (2) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校在校生の保護者で本会の趣旨に賛同する者。
- (2) 本校卒業生及びその保護者で本会の趣旨に賛同する者。
- (3) 本校の職員及び旧職員で本会の趣旨に賛同する者。
- (4) その他、本会の趣旨に賛同する個人又は団体。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧 問 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 2名
- (4) 評 議 員 8名
- (5) 事 務 局 長 1名
- (6) 事務局次長 1名
- (7) 監 事 2名

(役員を選出)

第7条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 顧問は校長とする。
- (2) 会長は理事会において選出し評議員会の承認を得て決定する。
- (3) 副会長2名はPTA会長、同窓会長をこれにあてる。
- (4) 評議員は、会員の中から理事会で選出し、評議員会の承認を得て決定する。
- (5) 事務局長、事務局次長は向陽高等学校職員の中から会長が委嘱し、評議員会に報告する。
- (6) 監事は、会員の中から理事会で選出し、評議員会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は3年とし、連続2期までの再任を妨げない。ただし、任期が満了しても、後任が就任するまではその職務を行うものとする。

第8条の2 職務上役員になる者の任期は、その在任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は会長の諮問に応じ、本会の会務運営等について助言する。
- (2) 会長は、本会の会務を統括し、理事会、評議員会の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- (4) 理事は本会の会務を企画し、本会の会務を執行する。
- (5) 事務局長は、本会の事務を司る。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐すると共に本会の会計事務を処理する。
- (7) 監事は、本会の会計事務を監査する。

第10条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、事務のために要する費用はこれを弁償する。

第4章 会 議

(理事会)

第11条 理事会は、顧問（校長）、会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項を行う。

- (1) 会長の選出並びに評議員、監事の承認
- (2) 重要な事項の審議
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) その他必要と認められた事項

(評議員会)

第12条 評議員会は、顧問（校長）、会長、副会長、事務局長、事務局次長、評議員で構成する。

第12条の2 評議員会は年1回定例で開催するほか次のいずれかの場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 評議員の過半数が必要と認めた場合

第12条の3 評議員会は、総会に代わる決議機関とする。

第12条の4 評議員会は次の事項を行う。

- (1) 重要な事項の決定
- (2) 会長、副会長（PTA会長、同窓会長）の承認、評議員、監事の承認
- (3) 会則の承認
- (4) 予算、決算に関すること

(議 決)

第13条 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第14条 会長は、緊急を要する事項、又は軽易な事項について理事会、評議員会の決議を経ないでこれを処理することができる。ただし、その場合には処理後最初の理事会、評議員会にこれを報告しなければならない。

第5章 資 産 ・ 諸帳簿

(資 産)

第15条 本会の資産は、会員の拠出金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第16条 会費は、一口2000円の任意口数制とし、随時増口することができる。

(生徒、保護者、職員、その他個人、団体の入会)

第17条 本校の生徒、保護者、職員は次のように入会するものと定める。

- (1) 保護者は子弟の入学時に入会し会費1口を納入する。
- (2) 生徒は3年次に入会し会費1口を納入する。
- (3) 職員は赴任時に入会し会費1口を納入する。
- (4) その他の個人、団体は随時入会する。

第18条 本会の資産は、評議員会の決議によってこれを処理することができる。

(諸帳簿)

第19条 本会の帳簿類は次のとおりとする。

- (1) 会則綴り
- (2) 役員、会員名簿
- (3) 現金出納簿
- (4) 証憑書類綴り
- (5) 議事録
- (6) その他必要な書類

(会計年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第21条 本会の運営に必要な細則は別に定めることができる。

附 則

1 本会則は、平成8年12月22日からこれを施行する。平成9年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日改正し、適用する。

3 改正後の会則は、令和5年1月12日から施行し、適用する。